

【乗降場(予定)】

各地区内、地域の乗降場を適正に設置し、その他公共施設等に集約乗降場を設置していきます。
乗降は各乗降場のみ（自宅前などは不可）とし、また移動は原則各地区内のみの移動（地区を超えての移動不可）となる方向で検討が進められております。

【利用方法(予定)】

利用者登録を事前に行っていただいた後に、**実際の利用の2週間前～30分前に電話にて予約。**

【今後のスケジュール(予定)】

まずは年内に地区3（霞ヶ関方面）において運行開始していきます。

過去の議会報告でも取り上げさせていただきましたが、今後益々高齢化が進んでいく中で、デマンド型交通は不可欠な移動手段です。

各地区1台での運行や地区を超えての移動が出来ないこと、妊婦への割引など、利便性という面でまだまだ改善すべき部分もあると感じておりますが、まずは実施に向けて動き始めたことを素直に評価したいと思います。

今後の利用状況や利用者の声を聞きながら、乗降場設置場所や利便性の改善などを提言してまいります。

【料金表】

分類	適用条件	料金（1回）
大人	中学生から69歳までの方	500円
子ども	未就学児	無料
	小学生	300円
高齢者	70歳以上の方	
障がい者	・身体障がい者手帳をお持ちの方 ・療育手帳をお持ちの方 ・精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方	
	障がい者の介護者（1名もしくは2名）	
障がい児 *障がいを有する 小学生	・身体障がい者手帳をお持ちの方 ・療育手帳をお持ちの方 ・精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方	150円
	障がい児の介護者（1名もしくは2名）	300円

栗原みつはる プロフィール

昭和46年6月9日川越市岸町生まれ（47歳）、仙波小学校、砂中学校卒業

1990年3月	城北埼玉高等学校卒業	2014年12月	SKYケアサービス(株)設立 取締役
1994年3月	立教大学経済学部経営学科卒業	2015年4月	川越市議会議員選挙に挑戦し、次点にて惜敗
1994年4月	カナダへ2年間語学留学	2017年1月	川越市議会議員に当選（1期）
1997年1月	(株)ユーセンス入社	保健福祉常任委員会、川越駅周辺対策特別委員会	
2001年5月	ワタミフードサービス(株)入社	介護保険審議会、国民健康保険運営協議会、タブレット委員会	
	営業部長まで務め経営・サービス業を学ぶ	2017年9月	MKコンシスト(株)設立 取締役
2012年9月	ワタミの介護(株)へ転籍	デイサービスリーディング岸町（川越市）	
	有料老人ホーム エリアマネージャー	岸町囃子連所属	

ご意見・ご感想・皆様の声をお聞かせください！

南古谷事務所 〒350-0023 川越市並木77-8 携帯：090-6509-2419、電話：049-235-8425

岸町事務所 〒350-1131 川越市岸町1-25-18 電話：049-247-7701

2018年7月発行

川越市議会議員

栗原みつはる 議会報告

～未来へのまちづくり～

Vol.6

川越市旅館業法施行条例の改正が可決されました。

旅館業法及び旅館業法施行令の一部改正に伴い、川越市旅館業法施行条例の一部改正が上程され可決されました。

今回改正の内容と共に、**旅館業法とはどんな法律なのか、また民泊とは関係あるのか、**と言った部分をご説明します。

まず旅館業法で定める旅館業とは、『宿泊料を受けて人を宿泊させる営業』と定義されています。ここでいう営業とは、「不特定多数」の人を対象に「反復継続して」事業として行うこととされています。つまり、宿泊費用を貰ったとしても1回だけ頼まれて泊めるような場合は営業とは言いませんので、1回だけ友達を泊めるような場合は旅館業登録は必要ありません。

ですから個人が自宅や空き家の一部を利用して行う場合でも「**宿泊料を受けて人を宿泊させる営業**」に当たる場合には、**旅館業登録が必要**なのです。

これが現在問題となっている**一部の民泊施設（登録義務がある営業形態をしていて旅館業登録をしていない民泊施設）が違法民泊**と言われる根拠なのです。

旅館業法ではもともと**旅館業**を以下の**4つの形態**に分けています。主な特徴は以下の通りです。

ホテル営業	洋室構造のもので、部屋は9㎡以上、必ず窓があって鍵が付いている部屋である、部屋は10室以上など細かい条件があります。
旅館営業	和式構造で、客室数は5室以上、和室の床面積は7㎡以上（洋室の場合は9㎡以上）とホテルと比べるとやや緩和されています。
簡易宿泊所営業	宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を設けてする営業である。例えばカプセルホテル、山小屋、スキー小屋、ユースホステル等が該当します。
下宿営業	施設を設け、1か月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業と定義されています。

*平成30年改正前

今回、旅館業法及び旅館業法施行令が改正（平成30年6月15日施行）され、ホテル営業及び旅館営業を統合し、新たな営業種別として旅館・ホテル営業が設けられることとなりました。

併せて、違法な民泊サービスの広がり等を踏まえた無許可営業者等に対する規制の強化、最低客室数の廃止、洋室の構造設備の要件の廃止、フロント等の基準などが変更されました。

昭和23年に施行されて運用されてきましたが、年間2000万人近くの外国人観光客が来る（川越の観光客数総数は年間約700万人）という想定していなかった事態を受けての改正となりました。

前述の通り旅館業法及び旅館業法施行令の改正を受けて、今回川越市旅館業法施行条例の一部改正が行われました。

今回の改正は、ひと言でいうと『規制の緩和』です。

いくつか具体例を挙げれば、細かく数値が決められていた施設照度や清掃回数、フロント設備基準などが、「適した」「必要に応じて」などと緩和されました。

皆様にも関係してくる民泊との違いを分かり易く説明！

では次に今話題となっている、住宅やマンションなどの空室を利用して観光客・旅行者などに宿泊サービスを提供する民泊との違いについてご説明します。

住宅宿泊事業法、いわゆる民泊新法は2018年6月15日に施行されました。

近年、インターネットを活用した仲介業者の登場で急速に普及しました。貸したい空き部屋を登録して宿泊客を募集する民泊は前述したとおり旅館業に当たりますが、旅館業法の許可を受けない違法な「ヤミ民泊」も多く、衛生面や安全面が不十分だったり騒音やゴミ出しなどを巡って近隣住民とトラブルになったりしたほか、犯罪に利用されたケースもありました。

一方で、訪日外国人旅行者の増加などに伴い宿泊ニーズが多様化しており、厳しい許可要件のある旅館業と区別して民泊のルールを新たに定めて適正化を図ると同時に、旅館業法を改正して罰則を厳しくし、違法な民泊を取り締まることとしたのです。

民泊新法では、民泊を「住宅宿泊事業」として位置付け、住宅の貸し手は都道府県知事に届け出ることによって「住宅宿泊事業者」となり、年間180日を上限に民泊を営むことができます。

住宅宿泊事業者には、衛生確保や宿泊名簿の作成、宿泊者に騒音防止を求める説明、苦情への対応、標識の掲示などが義務付けられます。

自治体によっては、平日や住居専用地域での営業を禁止するなど、条例で民泊事業の期間や区域を独自に法律より厳しく制限しているほか、マンションの管理規約で民泊を禁じる動きもあります。

以下、民泊新法でいう「民泊」と旅館業法でいう民泊に近い「簡易宿泊所」の違いを図で説明します。

	民泊（民泊新法）	簡易宿泊所（旅館業法）
許認可など	都道府県への届出	保健所の許可
営業日数	年間180日上限	無制限
施設設置地域	住宅専用地域可	住宅専用地域不可 *その他用途地域制限あり
その他	条例やマンション等の規約で様々な制限が付く場合がある	行政による定期的施設検査あり

先日回覧板でも民泊についての案内が出ておりました。今回は旅館業法の改正に対しての条例改正でしたが、民泊も関係してきますので取り上げさせていただきました。

6月15日に施行された民泊新法において、川越市では現在3施設の民泊届出がなされております。また川越市では民泊の規制をするような条例は現在ありません。制定するためには埼玉県より権限移譲をしてもらう必要があり、今後オリンピックを控え、益々民泊の増加が見込まれる中で、トラブルや市民の声を伺いながら条例の制定を提言してまいります。

新たな交通施策の実施について

6月定例会において、市長より新たな交通施策についての市政報告がなされました。

川越市では、交通空白地域の解消、高齢者や障がい者の移動に配慮した交通手段として、平成8年から市内循環バス「川越シャトル」を運行してきました。

ですがシャトルバスだけでは、交通空白地域の解消までは出来ず、また更なる生活の利便性向上を図るために新たな交通施策を実施していくこととなりました。

川越市における交通空白地域とは、駅から半径800m、バス亭から半径300mとしています。

【サービス対象地域】

公共交通機関が充実している市中心部を除き、交通空白地域間の移動、交通空白地域と周辺の交通結節点もしくは公共施設、医療施設、商業施設、金融機関などの主要施設の移動を対象地域とします。

【対策手法】

ワゴンタイプの10名定員ほどの車でのデマンド型交通（乗り合いタクシー）を運行を予定しています。また車いすのまま乗車可能な車種を検討中です。

【運行日、運行時間】

12月29日から1月3日までを除く毎日（午前8時～午後6時）とします。

【料金体系】

料金は1回500円の定額制として、未就学児・小学生・高齢者・障がい者等については割引制度を設けていきます。料金については、4ページの別表をご覧ください。

【実施地区】

市中心部を除き、市内を3つの地区に分け、平成30年度中に1地区の運行を開始し、残りの2地区は準備が整い次第、運行を開始していく予定です（下記参照）。

- ◆地区1・・・芳野、古谷、南古谷、本庁管内の一部
- ◆地区2・・・高階、福原、大東、本庁管内の一部（岸町等）
- ◆地区3・・・霞が関、霞ヶ関北、川鶴、名細、山田、本庁管内の一部

